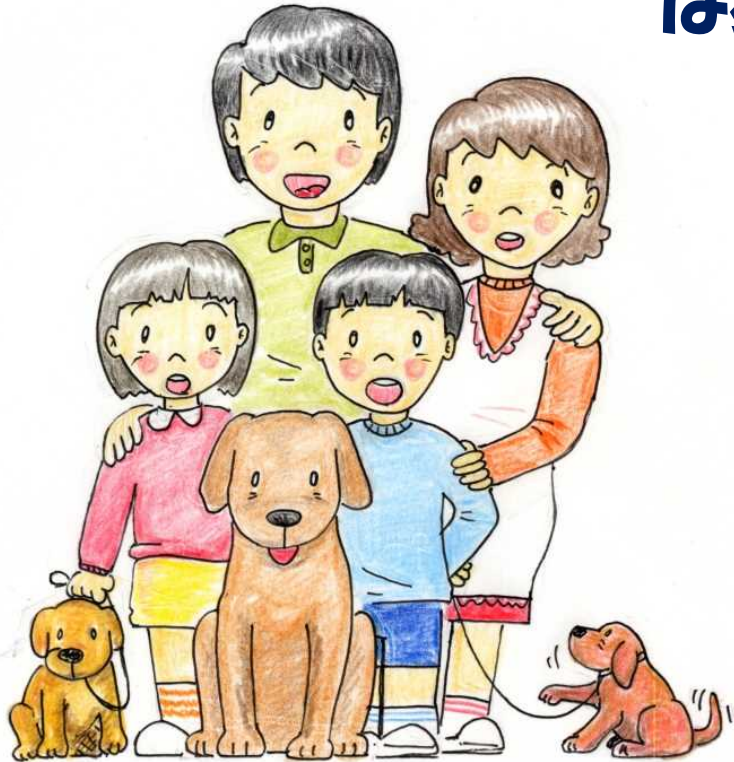


愛護動物の

殺傷・虐待・遺棄

は犯罪です



ペットは家族の一員

○愛護動物を殺傷した場合：2年以下の懲役または200万円以下の罰金

○愛護動物を虐待・遺棄した場合：100万円以下の罰金

【動物の愛護及び管理に関する法律第44条】

<ペットの飼い方に関する相談>



東部衛生監視事務所(東灘区・灘区・中央区) TEL : 078-232-4651

西部衛生監視事務所(兵庫区・長田区・須磨区) TEL : 078-579-2660

北衛生監視事務所(北区) TEL : 078-593-3250

垂水衛生監視事務所(垂水区) TEL : 078-708-6230

西衛生監視事務所(西区) TEL : 078-929-0550

<ペットの殺傷等事件性が疑われる事例の相談>

兵庫県警察本部 アニマルポリス・ホットライン

TEL : 078-371-8974

最寄りの警察署

